

平成26年第24回教育委員会定例会

開会年月日 平成26年12月18日(木)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 安藏誠市
同 委員 外松和子
同 委員 長島良介
同 教育長 河口浩

議 題

1 議案

- (1) 議案第52号 練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第53号 平成26年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求
める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継
続審議〕
- (9) 平成26年陳情第4号 区立中学校における職場体験先に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 平成26年陳情第5号 東京都特別支援教育推進第三次実施計画に基づく特別支援教室モ
デル事業の経過を公開させ、情緒障害等通級指導学級における教
育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (11) 平成26年陳情第6号 学校巡回相談員の増員と巡回相談サービスの充実を求める陳情
〔継続審議〕

3 協議

- (1) 平成26年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

平成26年第四回練馬区議会定例会提出議案について
平成26年第四回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
(仮称)区政運営の新しいビジョンについて
平成26年度スキー移動教室の実施について
ねりま小中一貫教育フォーラムの開催について
石神井東中学校屋内運動場等改築について
学校給食費未納金への対応について
指定管理者の指定について(練馬区立谷原あおぞら学童クラブ)
児童骨折事故調査結果および今後の予防策について
その他
練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
ねりまエンゼル・ナビの配布について
その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 12時00分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	郡 榮 作
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	内 野 ひろみ
同 施設給食課長	三ッ橋 由 郎
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 学校教育支援センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	木 村 勝 巳
こども家庭部こども施策企画課長	柳 橋 祥 人
同 保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	中 里 伸 之
こども家庭部練馬子ども家庭支援センター所長	吉 岡 直 子

委員長

ただいまから平成26年第24回教育委員会定例会を開催する。

本日は、傍聴の方がお二人おいでになっていらっしゃる。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、議案2件、陳情11件、協議1件、教育長報告10件である。

(1) 議案第52号 練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則

委員長

初めに議案である。議案第52号、資料1、練馬区教育委員会非常勤職員の設置等に関する規則の一部を改正する規則。

それでは、この議案について説明をお願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

委員長

それでは、皆様のご意見、ご質問をお伺いする。

外松委員

規則に関しては、それぞれの資格を有した人が機能するようにまとめられたことがよくわかった。

現実には、例えば学校がいろいろ課題のある児童生徒を抱えていて、センターに相談しようとなったときは、やはり責任者の学校長を通してセンターに連絡をするのか。そしてその際、学校から連絡を受けたセンターは、どういう方が、具体的にはどの専門の人に振り分けようなど、判断をするのか。

学校教育支援センター所長

今、外松委員がおっしゃったように、まず学校で課題があるという場合には、学校長から私、学校教育支援センター所長または担当の係長に連絡をしていただくということをお願いしているところである。担任の先生がいろいろ困っていらっしゃるという現実も聞いているが、それを校長がご存じないという場合があってはいけないと考えているところである。そのため今申し上げたような形で学校にはお願いをしている。

まず、学校から連絡をいただくと、連絡いただいた内容の聞き取りをして、その聞き取った内容にふさわしいセンターのスタッフを学校に赴かせます。そこでより一層詳しい内容を聞いて、1度センターに持ち帰ります。センターの中で持ち帰った内容を踏まえて、どの職員が適正なのか、職種もそうであるし、経験なり今までの専門的な領域、力量といった、それに見合ったものを学校現場に派遣して、学校と連携をしながら話を進めていきます。

外松委員

そうすると、現場から届いた課題に対して、受けた方がその課題をどう分析して対応していくかという、その辺がかなり重要になってくる。現実には学校もやり取りの中で納得いかなかったり、少し視点がずれていると感じた場合は、きっと何回もいろいろとやり取りが具体的には行われるのかとは思うが、その辺がどういうふうになっていくのか、少し気がかりであった。

学校教育支援センター所長

私の言葉が足らなくて申しわけなかったが、1回こっきりというわけではない。センターの中で協議する際に、この要素が足りないということであれば、すぐさままた学校との連絡をとりながらやっていく。校長先生のご認識に加えて、さらに担任の先生のお考えなど、見えてきたものをだんだんつけ加えながら、支援の方向性を適宜探っていくというような手探りのことを繰り返しながら、一番よい効果のある支援を実施していくとご理解いただければと思う。

委員長

ほかの方、いかがか。よろしいか。

せっかく新設されたスクールソーシャルワーカーがよく機能するよう、学校にもよく周知していただきたいと思う。よろしくお願ひしたいと思う。

それでは、質問がないようなので、議案第52号については「承認」でよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第52号については「承認」とする。

(2) 議案第53号 平成26年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について

委員長

次の議案である。議案第53号、資料2、平成26年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について。

それでは、この議案について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

委員のご意見、ご質問をお願いします。

下のお二方については昨年度の有識者と同じ方ということか。

教育総務課長

はい。

委員長

よろしいか。

それでは、議案第53号については「承認」とする。

(9) 平成26年陳情第4号 区立中学校における職場体験先に関する陳情〔継続審議〕

委員長

次に、陳情案件である。

平成26年陳情第4号 区立中学校における職場体験先に関する陳情。

本日は、この陳情について審議する。

最初に、追加の署名が提出されたので、事務局より願います。

事務局

追加の署名数を読み上げさせていただく。12月8日、178名。12月17日、15名の追加署名をいただいている。合計で現在659名となっている。

以上である。

委員長

追加署名があったということである。この陳情案件については、本日新たに資料が提出されているので、ご説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、ただいまの資料の説明を踏まえて、陳情審議に入る。各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

外松委員

職場体験は、以前は行われていなかったように思うが、いつぐらいからこの職場体験は中学校の授業で実施されるようになったのか。

教育指導課長

職場体験活動については前々回の学習指導要領改訂の際に入っていて、平成12年ごろから総合的な学習の時間が中学校で入り、その中で職場体験が行われるようになった。

以上である。

委員長

よろしいか。
ほかにご質問、ご意見もあつたらお願いする。

外松委員

今ご説明いただき、主な体験先ということで非常にたくさんの体験先があることがわかった。平成12年から始まったこの体験活動の学習活動だが、最初のころは体験先を探す、開拓するというか、その辺がすごく大変だったのではないかと推察できる。そしてまた、受け入れてくださるところは、本当に善意で、厚意で、中学生にそういう職業のいろいろなことをわかってほしいとか、いろいろな思いや願いで地域の方たちが中学生のこの学習活動を受け入れてくださっているのだらうと思う。何かエピソードではないが、最初のころのことでわかっていることがあつたら教えていただきたいと思う。

教育指導課長

総合的な学習の時間が創設された当時、まだ職場体験については各学校では十分行われていなかったということで、特に地元の商店会などをお願いして、学校のほうでまず先生方が地域に出ていき、地域のお店、事業所等をお願いをして職場体験先を確保していった。総合的な学習の時間では探究活動が中心となるので、生徒自身、どういうことをキャリア教育の上で職場体験をやっていきたいのかといったものを踏まえた上で、自分の職場体験先を考えて、生徒自らそういった事業所等をお願いにいった。そういったことで、各学校で毎年職場体験先のリスト等を作成し、これまで事業所等が増えてきた。そういう中で、子供たちがたくさんの事業所の中から自分の目的に合った事業所を選んで実際に行っているという状況である。

長島委員

私の娘も職場体験で、自分が卒園した幼稚園に行ったり、PTAに関わっているときも多くの保護者の方からお子さんが職場体験に行っているお話を聞いた。誰一人として必要がなかったという意見はなく、みんな貴重な体験をしており、PTAの中には生徒を受け入れた方もいっしょって、受け入れた方もいろいろな経験ができて非常によかったという意見を聞いた。資料3の「職場体験とは」というところにあるように、まさにそのとおりで、実際にそれがそのまま子供たちに伝わっているという印象を持っている。また、ここでは自衛隊という問題があるかもしれないが、自衛隊も仕事であり、必要がなければとっくになくなっていくわけで、必要があるから仕事として成り立っていると思うので、その仕事に対してこれがよい、あれがよいなどはそもそもおかしな話であって、その仕事についている人に対してとても失礼だと思う。自分が見つからない仕事を体験するのもすごく大きな経験になると思うし、今後自分がやってみたいものにつくというのももちろん今後の自分の指針にもなるだらう。こんなによいことはないと思うので、一保護者としても何の問題もないと感じている。

外松委員

今の話に関連して、そうすると、自衛隊に関しても生徒が自ら、自衛隊はどのような仕事をしているのだろう、体験してみたいということがあったのか。

教育指導課長

生徒が自衛隊の駐屯地を職場体験先として選んでいる主な理由としては、やはり東日本大震災以降、災害救助活動で献身的に働いている自衛隊の方々のそうした姿に感銘を受けたり、どのようにして災害救助活動を行っているのか知りたいといったことが一つの理由としてある。

そのほかにも、兄弟や先輩が自衛隊で職場体験をして非常に勉強になったといった話であるとか、また、練馬区には練馬駐屯地や朝霞駐屯地があり、自宅から通える範囲にあるので、そうしたところから体験しやすいということであるとか、家族が自衛隊に勤務しているので家族の仕事についてぜひ体験してみたいといったような生徒もいたと聞いている。

やはり職場体験先の選択では、生徒にとって関心のある職業を選ぶ、また、家族の働いている仕事を体験したいといった子供たち一人一人の思いを大切にしていきたいと考えている。

以上である。

委員長

今のお話だと、自衛隊に関してもそれぞれ理由は違っても本人の希望であると理解した。

それでは、陳情書に書かれているところから質問したいが、陳情書の中には、実際に参加した生徒たちが迷彩服を着て行進したり、格闘技の訓練に参加と書いてあるが、先ほどのご説明の中にはそのようなことはなかったかと思うが、その辺の事実のほどはいかがか。わかっているようであれば教えていただきたいと思う。

教育指導課長

陳情にあるような迷彩服、また、格闘技の参加等について、自衛隊での職場体験活動を実施している各中学校、また、実際の体験先である自衛隊の駐屯地に確認をしたところ、中学校の職場体験学習ではそのようなことは行っていないということであった。

資料3の裏面の2番の(4)に体験内容として重立ったところは書いてあるが、実際に自衛隊の駐屯地では、中学校の職場体験のプログラム2日分を用意しているということである。1日目は午前中に概要説明を行い、基本教訓と申して、敬礼であるとか整列、そうしたものを行い、お昼は食堂で体験喫食を行う。そして、午後は厚生センターを見学したり、行進、また、集団行動訓練を行ったり、災害時の活動の体験を行う。そして最後は自衛隊の方々への質疑応答となっている。

2日目のプログラムとしては、午前中に自衛隊の活動の紹介、資料館の見学、自衛隊の体操を体験する。そして、1日目と同様にお昼は体験喫食をし、午後は自衛隊の戦車

を見学したり、結索法というロープワーク、ロープを使って物と物を結んだり、ロープ同士を結ぶなど、そういった方法を学んだり、その後、AEDを活用した救命救急訓練、衛生教育を行う。その後、駐車場で自衛隊の車両などを見学するといった内容となっている。

3日間実施している学校については、3日目についてはもう一度1日目のプログラムを行うということでやっていると聞いている。

以上である。

委員長

ありがとう。

ほかの方、ご質問、ご意見あったら願います。

安藏委員

自衛隊での体験についてであるが、自衛隊では戦車などいろいろとあると思う。ふだん見られるものではないので、子供たちの興味関心が出てくる部分もあるのではないかと思うが、その辺で、例えば自衛隊で練習に使う武器というか、そういったものに子供たちが直接触れるような機会はあるか。触れるというか、直接関わるような。

教育指導課長

そうした武器を持ったりというようなことはなく、資料館でそうした展示品を見学することはある。

以上である。

委員長

ほかにご意見、ご質問。

教育長

自衛隊に限らず、全体のことであるが、この体験学習をやっているときは、例えば先生たちは様子を見にいくとか、そういうことはしていないのか。

教育指導課長

教員については、生徒が各事業所で職場体験をやっている期間は、先生方が各職場を訪問し、生徒の状況を確認し、また、事業所の責任者の方と話をしながら、生徒の体験の様子をつかむ、また、体験学習の内容をつかむというようなことをやっている。

委員長

ほかの方、いかがか。

学習指導要領に基づいてさまざまな教育課程は編成されているが、自衛隊についての取り扱いは学習指導要領の中ではどのような扱われ方をしているのか、教えていただきたいと思う。

教育指導課長

学習指導要領の中での自衛隊についての記述であるが、中学校の学習指導要領解説、社会編の地理的分野を初め、歴史的分野や公民的分野においても自衛隊に関わる学習内容は取り上げられている。

地理的分野においては、自然災害については防災対策にとどまらず、災害時の対応や復旧、復興を見据えた視点からの取り扱いも大切である。その際、消防、警察、海上保安庁、自衛隊を初めとする国や地方公共団体の諸機関や担当部局、地域の人々やボランティアなどが連携して、災害情報の提供、被災者の救援や救助、救急避難場所の設営などを行い、地域の人々の生命や安全の確保のために活動していることなどにも触れることが必要である。

また、公民的分野においても、各国が自国の防衛のために努力を払っていることに気づかせるとともに、歴史的分野における学習との関連を踏まえつつ、国際情勢の変化の中、自衛隊が我が国の防衛や国際社会の平和と安全の維持のために果たしている役割、日米安全保障条約などにも触れながら、平和主義を原則とする日本国憲法のもとにおいて、我が国の安全とアジア、ひいては世界の平和をいかにして実現すべきか、またさらに、我が国が行っている世界平和と人類の福祉に貢献しているさまざまな国際貢献について考えさせることとの記述がある。

以上のことにより公立中学校の教育活動においては自衛隊の活動を学んだり取り扱ったりすることは問題ないものとする。

委員長

体験先に自衛隊を選ぶことについては何ら問題はないと解釈していると、説明をお聞きしてそのように感じた。ということによるでしょうか。

教育指導課長

自衛隊における職場体験についても、特に中学生にとっては社会の成り立ちや働くことの意義、また、責任感、挨拶、言葉使いなど、そうした社会性を身につけるために大切な機関の1つであると考えている。自衛隊における職場体験については他の職場と同様、職場体験の狙い、また、内容について十分達成できる1つの事業所だと考えている。

委員長

わかった。

ほかの方はご意見、ご質問ないか。よろしいか。

幾つか確認したいと思う。中学生の職場体験活動では、生徒自身が本人の意志で職場体験をする事業所等を選択し、依頼していくことが大切なことだと思う。こうした生徒の自主性を重んじた過程を踏むことによって、主体的に自己の進路や将来の選択決定をしていく力や、しっかりとした職業観、勤労観、社会性が身につくものとする。その点、練馬区では全部の中学校において生徒自身が体験先を選んでいるとの説明が先ほどあったので問題はないと言えると思う。

また、今回の陳情第4号については、中学校における職場体験先に自衛隊を含まないでほしいということであるが、教育指導課長からの説明では、自衛隊での職場体験活動の内容は今同った学習指導要領の内容にのっとって適切に行われているようである。また、陳情書の趣旨にあるような迷彩服を着て行進や格闘技の訓練といったことは行われていないということである。

この陳情の取り扱いについて、そろそろ皆さんからご意見、簡単な理由を添えていただき、この陳情の扱いをどのようにするか、採択、不採択、継続の中からご意見を伺いたいと思う。

そういうふうに進めてよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

教育長

陳情の中身を見ると、自衛隊への職場体験が本来の中学生の職場体験の目的に合うものではないと。また、働くことの厳しさや喜びを体験して学びを深めるものとは全く異質なものであるとおっしゃっているが、今、各委員からのご質問に対する教育指導課長の答え、あるいは資料を見せていただいて、それには私としては同意いたしかねると思っ

たがって、私としてはこの陳情については不採択としていただきたいと思う。

ただ、職場体験はさまざまなところに行っているのも、子供たちが体験先でどういう様子なのか、あるいは職場体験でその事業者がどういう対応をとっているのか。これはやはり各学校とも先方に任せ切りではなく、様子の確認をするといったことをぜひやっていただきたいと思って質問したら、やっているというので安心はした。職場体験の活動で危険性がないのか、あるいはこの目的にちゃんと合っているのかということについては、引き続き、ぜひ留意をしていただきたいということだけは申し添えさせていただきます。

以上である。

委員長

ほかの方、いかがか。

長島委員

私も全く同じ意見で、体験先として選ぶのは構わないと思う。もちろん体験内容については当然中学生が体験すべきものでなければいけないと思うので、そこもきちんと考えられて行われていることが大切である。今、教育長がおっしゃったように、先生が体験先に行って子供たちがどのような体験をしているかなど確認をされているということ、

また、子供たちの感想を毎年反映して行われているということで、自衛隊での体験については問題ないと思うので、不採択でよいと思う。

外松委員

今までいろいろとお話に出たように、この陳情の方が心配されているような体験の現状ではないことがこの話し合いの中で明らかになったと思っている。やはり、中には練馬区という土地柄、自分の両親が自衛隊で働いている生徒さんがいらっしゃるであろうし、親の働く姿、働く場所がどんなところか見たい、そういう気持ちも非常によくわかる。ほかの事業所と同じように中学生に配慮された体験活動の内容であったことが明らかになったので、この陳情の方の心配されているようなことはないと思う。

したがって、こちらは不採択でよいのではないかと思います。

また、この職場体験の様子を時折区民の皆様にも、中学生の感想や受け入れを継続して下さっている事業所の方の声とか、そういうものをどこかでお知らせできる場があるとよいのではないかと思います。

以上である。

安藏委員

私もそれぞれ皆さんおっしゃったように、内容的に特に自衛隊ではまずいと感じられなかったもので、そういった意味で不採択でよろしいのではないかと思います。

また、学校側から特にここに行きなさいという指示がされていないようなので、それぞれの意志で体験先を選んで体験しているということで、問題はないのではないかと感じた。

以上である。

委員長

皆さん、不採択という結論を出していただいた。

先ほど課長から内容等について説明があった。それを伺うと、私も、自衛隊における体験活動も学習指導要領の内容に即して行われていて、問題はないのではないかとということ。また、外松委員がおっしゃっていたが、保護者が自衛隊員であるということが、練馬区の場合は隊舎があるので、そういうことは十分にあり得ることだと思う。そのようなお子さんが親の職業を体験先を選んだときに、もし仮にこれだけをだめということにしたら、これは大変公平性に欠ける上に自分の親の職業を否定されるような形になりかねないので、やはり私は公平性、平等性の上からもこの陳情は受け入れるわけにはいかないと思う。

以上で、皆さん全員がこの陳情に関しては不採択というご意見だったようであるが、それでよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、陳情第4号については「不採択」とする。

- (10) 平成26年陳情第5号 東京都特別支援教育推進第三次実施計画に基づく特別支援教室モデル事業の経過を公開させ、情緒障害等通級指導学級における教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成26年陳情第5号 東京都特別支援教育推進第三次実施計画に基づく特別支援教室モデル事業の経過を公開させ、情緒障害等通級指導学級における教育の充実・発展を求める陳情。

この陳情案件については追加の署名が提出されたので、事務局より願います。

事務局

追加の署名数を読み上げさせていただく。12月11日に受領している。60名分である。合計で297名となっている。

以上である。

委員長

合計297名ということだそうである。

この陳情については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと伺っている。したがって、この陳情案件について、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、そのようにさせていただく。

- (11) 平成26年陳情第6号 学校巡回相談員の増員と巡回相談サービスの充実を求める陳情〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成26年陳情第6号 学校巡回相談員の増員と巡回相談サービスの充実を求める陳情。

この陳情については、このたび陳情代表者から取り下げ願いが提出された。したがって、陳情第6号については取り下げを承認したいと思うが、いかがか。

委員一同

異議なし。

委員長

それでは皆さんの了承が得られたので、陳情第6号については取り下げを承認することとする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。継続審議中の陳情8件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化がないと聞いている。したがって、これらの陳情案件について、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

協議(1) 平成26年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。

協議(1)平成26年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について。
この協議案件については、本日資料が提出されているので、説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問をお聞きする。
追加の資料要求等があったら、どうぞお願いします。

教育長

今年度、まさにこの放課後の子供たちをどういうふうに見ていくかということが点検・評価のテーマである。今現在、どういう考え方でやっているかというのは、先ほど説明した資料4の1の改定した第二次放課後子どもプランで方向性を定めてやってきた。この間、国から新たに放課後子ども総合プランが示された。

この2つの考え方をベースにして新しい方向性を出そうということで、今、ビジョンをつくっている。後ほどビジョンについては出てくるので、そのときに説明するが、放課後の子供たちのあり方について、ビジョンに基づいて今後展開していこうと思っている。

したがって、今年度の点検・評価については、これまでの学童クラブとひろば事業をどういうふうに総括するかということと、今後ビジョンで新たに展開しようとしていることについて、教育委員会としての意見を申し述べるというような流れが一番よいのではないかと私としては思っている。

そういう意味で、今日出させていただいた資料をお読み取りいただければありがたいと思っているので、よろしく願います。

委員長

今、教育長からこれからの会の進め方について論点を明らかにしていただいた。

今までの点検・評価では、前年の実態がどうであったか、課題がどうであったか、そして今後どうしたらよいかという話がスムーズに流れたが、今回は並行しながら既に新しいプラン構想があるというところなので、今、分けていただいたように、平成25年度の点検・評価だから、これまでのところがどういうふうに練馬区として行われてきたかというご意見も一ついただきたいと思う。その上で、また今後、新しいプランをどのようにしていくのかについてご意見をおっしゃっていただくと話が整理できると思う。

まず、点検・評価について、大分会も重ねているので、今までの、平成25年度の点検・評価として放課後子どもプランという形になっているが、この事業がいかがであったかというような点からご意見をいただくとありがたいと思う。

外松委員

先ほど課長が説明してくださっていたが、特に放課後子どもプランに関しては着実に目標に対して実行できてきたと思う。ひろば事業も年々ひろばを開設する学校が拡大し、皆さんの尽力のおかげで全ての小学校でひろば事業をできるようになってきた。また、

学童クラブとひろば事業との連携という点でも、連携校をしっかりと掲げて、6校の学校によくやっていただき、私は着実に目標に対して充実した取り組みができてきていると捉えている。

委員長

ありがとう。
ほかの方、いかがか。

教育長

今、外松委員から評価をいただいてありがたいことだと思っているが、やはり学童クラブに関して言えば、学校の中にある学童クラブに関しては、子供たちをそこまで通わせなくてはいけないということもあって、そういう意味では、学童クラブの待機児童を見てもかなりアンバランスであって、全体としては非常に学童クラブの需要があるにもかかわらず、学童クラブの場所の関係でかなり待機児童が出てしまうという矛盾を持っている。何とか学校の中あるいは敷地の中に学童クラブをつくれないうものかと思っても、いろいろな制約があってなかなか難しいということ。これはやはり大きな課題だろうと認識をしている。

もう一つ、ひろば事業に関して言えば、これは地域の方々のある意味ボランティア的なことでやっていただいているわけなので、その地域によって、あるいは学校応援団によって体制がとれるところと、なかなか人をつけるのが難しいところがあるわけである。どうしても地域によってばらつきがあるというか、ある学校だったらひろば事業を毎日やってもらっているが、ある学校だと3日とか、そういう日にちしか見守ってもらえないというような、そういうどうしてもバランスが悪いというのがある。どうしたら全ての子供たちに対して安心して放課後を過ごさせてやることができるのか。そこをやはり今、まだまだ課題が多くてできていないという、それを何とか理想に近づけることをやっていかなくてはならない。

外松委員

今、教育長が言ってくくださったので、私は全体的として、先ほどのような意見を言わせていただいたが、教育長が個々のまだ課題のある現状をお話しくださり、そこに今後取り組んでいかなければいけないことだと明確に言っていただいたことは、今後教育委員会がどういうふうに対応していかなければいけないかという一つの課題であるので、そこはこれからまたみんなで取り組んでいかなければならないことだと思っている。

委員長

ありがとう。
ほかの方、いかがか。

放課後子ども事業については、これまでのところ計画どおり順調に事業は進められてきているというご意見をいただいたと思う。私も全くそれと同じことを感じている。た

だ、教育長からもご指摘があったように、課題はまだたくさんある。その1つとしては、ひろば事業はやはり学校ごとのばらつきがあるということ。それから、学童クラブについては校外での学童クラブをなるべく少なくして、校内で学童クラブができるようにしたいが、施設との関係が当然あるので、その辺のところをどのようにしていけるのかということ。以上2つを課題にまとめていただいたと思う。

また練馬の場合には平成24年度に組織改正が行われて、福祉と教育が1つになったということは、一つ先取りして行われている部分ではないかという意味では、私はこの点も大きな意味で評価できると考えている。

長島委員

学童クラブは基本的には預かる場所で、ひろばは子供の居場所なので、根本的に向いている方向が違うのではないかと思う。だからなかなかうまく合わせることができないところがあって、国の放課後子どもプランを拝見するにつけても、向いている方向は親である。子供の居場所ではなく、共働きできるような体制を国でつくろうという、要はどちらかと言うと学童のほうが近いと思う。

今、練馬でひろば事業というか応援団で働かれている方たちは、どちらかと言えば預かるというスタンスではなくて、居場所をつくるのに協力していると。子供が安全に遊んだりコミュニケーションとったりする場所を提供するのにお手伝いしているという感覚でやっていると思う。どうしたらよいかという答えは私には今の段階ではわからないが、向いている方向が、今後、幅を広くしていくと、子供のほうに向いているべきではないかと思う。ひろば、居場所をつくる。親の共働きのためというのはもちろんあるが、結果としてそれが成立するのであって、あくまで目的は子供の居場所をつくるという、放課後の遊び場がなくなっている状況を解決することを目的にしてつくるとするのが本来だという気はしている。

また、それがそういう方向であれば地域のボランティアや、その辺の方々関わっていい。地域の中でコミュニケーションができたりするというのを見ていて感じるし、もう1つは、私の子供が行っていた学校はいまだに週に1回しかひろば事業をやっておらず、それはあくまで施設の問題なので、その辺も解決していかないと、本当にむらができるしまうというか、学校によって違うという形になるのも、全体で一斉に動いていかないといけないような気がするが、難しいのかなと感じた。

委員長

今の長島委員の意見に関連してだが、6ページの3の「学童クラブ事業・児童館事業とひろば事業との連携校の拡大」というのがあるが、この辺は先ほど長島委員はもともと両方の狙いは違うところにあるはずだというご意見であるが、実際連携することは内容を同じようにしていこうという発想だと思うので、最終的には子供のためということに私も集約されるのだらうと思うが、この辺の進め方の狙いとしてはどのように行ってきたのか、もう1回はっきりさせていただくとよいと思う。

子育て支援課長

長島委員おっしゃるとおり、ひろば事業と学童クラブ事業はもともとの狙いというか目的は若干別だということで、保育と居場所づくりや見守りということでお話をさせていただいた。ただ、これは子供たちが同じ時間を過ごして豊かな放課後生活を送るという観点から、特に学童クラブの職員は児童指導員という一定のスキルを持った職員なので、そういう人たちがいろいろなノウハウを提供して、子供みんなが豊かなプログラムの中で一定過ごすことも必要だということで連携を図っていくということを進めてまいった。

連携については、まず居場所の共有から始まって、少し1歩進んで、共有のプログラムの中で一緒に過ごすという取り組みを進めてきて、ここまで来たところである。基本的には子供たちは一緒に過ごすことがベースで、居場所、豊かなプログラムを共有して過ごすということに加えて、保育というところが共働き家庭の保護者にとっては、やはり子供がそこで過ごしていることを確認したいというところがあるので、学童クラブについては連絡帳でいろいろ保護者とのやり取りをしたり、それから長い時間預かってほしいということで、時間外、それから延長保育、ひろば事業では5時までだが、学童クラブは6時、7時まで預かるということをやらせていただいているし、当然長くなれば補食も必要になってくるということで、学童クラブではそういうことを基本的にやらせていただくことで保育の機能、養護の機能を担保しているところである。

ただ、やはり放課後一緒に豊かに居場所として過ごすという機能も学童クラブも一定必要なもので、その共有できる部分は学童クラブがプロの指導員として皆さんにノウハウを提供して、豊かな放課後を過ごすという形で取り組みを進めてきているので、一緒にできる部分と、学童クラブという保育機能として担保すべき部分というのは両方の側面があると思っているところである。共有できる部分は豊かにしていくということで進めてきたところである。

委員長

今のご説明を聞いて、いかがか。

長島委員

あともう1点、ひろばを土日と夏休み、冬休み、春休みに開設した場合、親からすれば学童クラブと区別がつかなくなる。例えば渋谷区では完全に民間委託でひろば事業をやっているが、学童のように月々幾らと払うこともなく、ものすごく安い価格でやらざるを得ない形になっている。休日にひろばがないということが学童のアドバンテージになっているので、それがなくなったときにどうなるのかというのは、練馬区としてどういうふうに考えられているのかはお聞きしたいと思う。

子育て支援課長

今、確かに学校応援団のひろば事業については、放課後を中心にやっていただいて、長期休業期間中等は基本的にやっていない。これはもともと放課後ということもあるし、学校応援団としてもなかなかそこまでは体制がとれないということで、これまでそういう形で進めてきたところである。

ただ、今回、今年度6校で夏休み居場所づくり事業を展開してまいったが、やはり一定の需要はあると思っている。また国もこういうふうを示してきており、保育に欠ける云々かわらず、豊かな放課後や、特に長期休業期間中の生活、居場所を提供する必要があることは示してきていて、区としてもその需要は一定あるということで、方向性としてはそういうことで展開をしてまいりたいと考えているところである。

ただ、国はこうは言っても、一方ではきちんと保育機能、保護機能は別に確保するよう言っているし、区としてもやはり、先ほど申し上げたとおり、時間の長さや補食の関係、連絡体制というところで求めている保護者がいらっしやるので、そういった機能は担保する。当然そこには一定程度人件費がかかったり、いろいろなところがかかるので、その部分については一定負担をしていただくというところは、きちんと線を引きながら取り組んでいく必要があるだろうと考えているところである。

長島委員

そういうニーズがあるから共存していく。そういう考えということで、わかった。

委員長

ほかの方、いかがか。

安藏委員

学校はそれぞればらばらにやっていると思うのだが、やはり今まではとにかく全校にできるようにという体制づくりで来ていると思う。社会のニーズというか、ひろば事業に関してもかなりウエートが当初から比べると大きくなってきているのではないかと思われる。

いずれにしても、ボランティア形式で学校応援団をやっているのも、ある意味では限界が見えてくる部分もあるのではないかという感じはしている。長期休みにやるにしても、なかなか人員の確保ができなかったりということが多分にあるのではないかと考えたときには、やはりそこだけではなくて何らかの専門の業者に依頼するなりということも考えていかなければいけないのではないかという気がしている。

委員長

順当に広げられたところまでは大変評価できるが、今後は人材確保という点からも民間委託ということであるか。今、そういうお言葉はなかったようだが、そのような力も借りていくという方向も望ましいのではないかというご意見かと思うが、それでよろしいか。

安藏委員

はい。

委員長

いいか。

ほかの方、今後の方向性ということでもご意見いただけるとありがたいと思う。
長島委員、安藏委員とも、現実に学校の体制をよくご存じの方のご意見は大変貴重だ
と思いながら伺った。

今日のところはご意見ないということによろしいか。

追加の資料要求があったら出していただきたい。

では、各委員からさまざまな意見をいただいたが、本日の審議はここまでとし、次回
以降も審議を継続したいと思う。

次に、教育長報告である。

(1) 教育長報告

平成26年第四回練馬区議会定例会提出議案について

平成26年第四回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

(仮称)区政運営の新しいビジョンについて

平成26年度スキー移動教室の実施について

ねりま小中一貫教育フォーラムの開催について

石神井東中学校屋内運動場等改築について

学校給食費未納金への対応について

指定管理者の指定について(練馬区立谷原あおぞら学童クラブ)

児童骨折事故調査結果および今後の予防策について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

ねりまエンゼル・ナビの配布について

その他

教育長

本日は10件報告があるので、よろしく願います。

委員長

報告の 番について、願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問があったら願います。

特にないということによろしいか。

それでは、ご報告の 番について願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問を伺う。

外松委員

感想になるが、議員の方々から本当に教育についてたくさんの質問をいただいているということは、皆さんやはり関心が高くいらっしゃるのだと感じている。平成27年度から教育委員会制度が変わるということが大変注視されているということも感じた。区長が主催される総合教育会議のあり方が本当に重要であると受けとめている。教育行政の活性化が大変求められているのだと思った。

委員長

今、感想をいただいた。
ほかの委員の方、いかがか。よろしいか。

外松委員

続けてもよろしいか。

4ページの下のほうに食品ロスの削減に向けた食育についてお答えいただいているが、このことは本当に大事なことだと考えている。

練馬区の場合は自校給食であるし、また、給食の食材も地産地消を心がけている学校が多いように見てとっている。栄養教諭の方を中心に、残菜にも注目して、成長期に必要な栄養に考慮しながら、これからは食品ロス削減に向けて、メニューや量を検討して、児童生徒と食品ロス削減の食育をやっていただけたらと思っている。

現場への要望みたいになってしまうが。

委員長

ほかにご意見、ご質問ないか。よろしいか。

それでは、皆さんお読みいただいてご理解いただいたと思うので、次に進みたいと思う。

報告の 番について願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員の皆さんのご意見やご質問をお願いします。

教育長

24ページについて、先ほども申し上げたように、全ての小学生を対象に放課後の居場所づくりをしていくということで、「(仮称)ねりっこクラブ」と名称を打っているが、

基本的には学童クラブと学校応援団ひろば事業の事業運営を統合して、1つの事業主体が両方の事業を行っていききたい。5年後の平成31年度までに20校で開設して、将来的には全小学校で実施を目指したいという構想をつくった。

25ページにイメージ図がある。これはまだ素案の段階であるが、こういう形で進めていけたらよいと思っている。基本的に学校の敷地内でこれを展開したい。そのためには学校の協力が不可欠なわけで、その仕組みを学校と協力しながらやっていきたいと思っている。

また、応援団はどうなるのかということであるが、新ひろばというところに書いてあるが、応援団スタッフ等によって、実際のスタッフになってもらってやってもらってはどうかという案を考えている。

それ以外に、例えばコーディネーターというのがあるが、学校と事業者あるいは学校応援団団長との間を取り持つ区の職員で責任者をしっかりと決める。先ほど学校に責任を押しつけるのではなくてというのがあったと思うが、そういう仕組みをしっかりとつくっていく。管理区分と責任の所在を明確にしていくということが、今後の展開では避けて通れないことなので、そういうところでコーディネーターをつけて、これは各学校に1人ずつつけるということではないが、何校か担当を決めて、学校との橋渡し役など、さまざまな調整を行う職員として、責任の所在をはっきりさせて、円滑な運営をやっていくという制度設計をしていきたいと思っている。

ここが今回、非常に大きいメインの部分だ。しかも、教育委員会の点検・評価の項目に関わる場所であるので、ぜひお読みいただいて、今後の協議の中でさまざま話し合いができればよいと思っているので、よろしく願います。

外松委員

24ページ、今の「(仮称)ねりっこクラブ」の実施に関して、この案で実施していこうと思えば、やはり大きな1番の(3)に掲げられているように、区職員のコーディネーターの配置が非常にポイントだと思う。最初は何校かモデル的に実施していくようになると思うが、コーディネーターの人選がかなりこの事業の成功の鍵を握ることになるのではないかと思う。今までやっていたひろば事業の方たち、そして学童クラブもあるし、事業者が入っているところはその事業者との連携、調整があるだろうから、ひろばで長年手がけてくださっていた方々のお話も、とにかくまずは受けとめられるだけの度量もないと現場的にはだめだし、そういう皆さんのお話を受けとめて、とにかく聞いてということができる方、しかも、やはり毎年代わるということになると、今までかかわってくださった方たちの信頼を失いかねないので、このコーディネーターの方は何年間かは「ねりっこクラブ」の事業の完成に徹するぐらいの覚悟を持っていただかないとなかなか厳しいのではないかということも一面思う。これを具体的に実践していくに当たって、本当にコーディネーターの方がかなりのキーマンになるのではないかと思っている。

長島委員

「ねりっこクラブ」に関しては、現場のひろばの応援団の皆さんにはまだ言っていないか。

委員長

この素案そのものはまだひろばの現場の方には言っていないのかというご質問と、外松委員のご質問とあわせてよろしく願います。

こども施策企画課長

まず、外松委員のご質問についてである。おっしゃっていただいたとおり、区職員のコーディネーターの配置というのは一つ、この事業の成否のポイントだと我々も考えている。(1)のところに、学校施設を弾力的に活用という言葉がある。学童クラブに関しては、これまで専用施設を原則設けていた。これまで一時的な利用による学童クラブ室の確保は前例がない。今後は、学校施設を柔軟に活用するためには学校の協力、理解を得ていくことが不可欠だと考えている。その上でも、教育委員会事務局の責任の所在を明らかにする必要があるし、そのためにも区職員のコーディネーターを配置していくことが重要だと思っている。

同じ人がずっとというのはなかなか難しい面もあるかとは思いますが、できるだけ同じ人が長く携われればよいと考えている。一つ考えているのは、例えば児童館の職員、児童指導員という職種があるが、こうした区職員であれば既に学校、それから地域の方々あるいは児童館内にある学童クラブとのコミュニケーションを図っているので、コーディネーターの候補としては想定されると考えている。

それから、長島委員のご質問であるが、学校応援団に対しては、この間、説明会を開催し、いろいろとご意見を賜っている。

以上である。

委員長

しっかり現場の意見も吸収した上でのプランであり、ご意見を伺っているということだそうである。

ほかにいいか。

このページだけをやっているのと、先ほどの点検・評価に関わる問題になってしまうが、この資料をごらんになってご意見、ご感想があったら、今出していただいてもいいかと思う。

よろしいか。

教育長

今後、委員長ともご相談させていただくが、4つあるので、これについては案件の数とも照らし合わせながら、また別途、この中身について意見を交換する場面をぜひつくらせていただければと思っているので、今日限りということではなくて、ぜひそれについてはよろしく願いしたいと思う。

委員長

今、4つあるというのは、何が4つ。

教育長

計画の1番が家庭での子育て応援、それから2番が「練馬こども園」の創設、3番が今申し上げた放課後の居場所づくり、4番が子どもたち一人ひとりに質の高い教育をと
いう、4件、教育委員会関係では出している。だから、この4件については、一つ一つ、
また別途、中身についてお話し合いができるような機会を設けたい。これは委員長と相
談の上であるが、させていただきたいと思っているので、今日で終わりということでは
なく、そういう機会を設けさせていただきたいと思っているので、よろしくお願いします。

委員長

全体的には、最初の端書きに書いてあるように、コンパクトにわかりやすく読みやす
くというおり、大変読みやすかったという印象を受けた。内容については、今、教育
長からご提案いただいた形の、またここに触れていくという形でしていきたいと思うの
で、各委員におかれては中身をよく吟味しておいていただきたいと思う。今日のところ
はそれでよろしいか。

では、そのようにさせていただく。

それでは、時間が経過してまいったので、一部、次回回しということで、報告を先に
進めていきたいと思う。

報告の 番のねりま小中一貫教育フォーラムの開催について、お願いしたいと思う。

教育企画課長

資料に基づき説明

委員長

これは2年に1回開催という形になるか。

教育企画課長

ねりま小中一貫教育フォーラムは、一昨年開催し、昨年は実は新規指定の研究グルー
プで2年目を迎えたものがなかった。今年も平成25年度の新規指定グループの発表が
中心となるものである。

委員長

わかった。

ご質問は何かあるか。

特にないということで、次に行く。

報告の 番の学校給食費未納金への対応について、お願いします。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

新しい制度ができたということである。学校を支援するために新しい制度がつくられた。法的措置による解消というのは今簡単にご説明あったので、よろしいか。
ご質問あったら、願います。

外松委員

未納者の家庭状況等について教えてほしい。例えば母子または父子家庭であるとか、両親ともにいるとか、あとは未納状況が延々と続いているとか、未納は時々あっても納めるときもあるとか、いろいろあると思う。中には、私はかつていろいろと公から補助のお金が下りているのに遊興費に使っている親御さんもいらして、給食費を納めないでいたということも事実知っているが、練馬の場合はいかがか。

施設給食課長

過年度の未納分について、試行として今年度、弁護士に願うかどうか各学校の校長にお聞きした。そうしたら、11件上がってきて、その中には未納額が総額50万円以上とか、そういう方も含まれている。

この事業の考え方であるが、1年間は基本的に学校として未納金の対応をしていただく。催告をするなど払ってほしいという願いを学校としてやっていただいて、その1年間の中で未納が解消しない、そして学校としても手に負えないというものについてのみ、学校長が教育委員会に上げると。それについて弁護士の力をかりるという仕組みになっている。

個々のケースについてはさまざまかと考えている。約1万人ぐらいだと思うが、生活保護の方、それから生活保護の基準の1.2倍までの水準の方については、就学援助という制度の中で給食費の金額を公費で補助している。それを除かれた残りの方で、なおかつ未納が継続している方がこの事業の対象である。

委員長

よろしいか。

長い間、学校当局はこの未納金について頭を悩ませてきたところで、手引がつくられて支援が行われるということは大変よいことだと私は同った。内容としては、大変難しい問題については弁護士の方が関わるということで、そのときはきちんと法的に照らして、納入可能であるにもかかわらず、そのような状況の方については法的な措置というふうに当然なるのだらうと思うので、今ご説明いただいて私は了解したところである。

ほかの方、何か質問あるか。よろしいか。

では、その次の報告に行きたいと思う。報告の番、資料13の児童骨折事故調査結果及び今後の予防策について、願います。

練馬子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

委員長

大変詳しくご説明いただいたので、おわかりいただいたかと思う。どうぞ今後とも十分な対応をよろしくお願ひしたいと思う。

最後の報告、その他の報告をお願ひする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

特にご質問ないということによろしいか。

そのほか。

練馬子ども家庭支援センター所長

本日、子育て支援ガイドである「ねりまエンゼル・ナビ」が新しくでき上がったので、机上に配付させていただきました。毎年、乳幼児向けの事業を中心に発行しており、1歳未満のお子様のお家庭に送付している子育てスタート応援券にも同封して、ご活用いただいているところである。どうぞよろしくお願ひする。

委員長

これもお目通しのほどよろしくお願ひする。

それでは、以上をもって第24回教育委員会定例会を終了する。